

市有財産（物品）の売払要綱

1. 売払物品の表示

物品①

車名	トヨタ ハイエース
登録番号	高知 220 さ 566
型式	LDF-KDH223B
原動機の型式	1KD
車台番号	KDH223-0018684
種別・用途	普通・乗合
乗車定員	10人
車体形状	キャブオーバ
初年度登録年月	平成26年3月
車検満了日	令和8年3月25日
走行距離	504, 834 km (令和7年6月17日時点)
総排気量	2.98L
燃料	軽油
MT・AT区分	AT
備考	

物品②

車名	ダイハツ ミラ
登録番号	高知 50 た 1302
型式	E-L510S
原動機の型式	EF
車台番号	L510S-039125
種別・用途	軽自動車・乗用
乗車定員	4人
車体形状	箱型
初年度登録年月	平成9年6月
車検満了日	令和6年9月14日
走行距離	82, 568 km (令和7年6月18日時点)
総排気量	0.65L
燃料	ガソリン
MT・AT区分	AT
備考	バッテリーが弱くなっているため、エンジンの始動には充電又は交換が必要となります。タイヤの空気圧が低いので、空気の補充又は交換が必要となります。

2. 入札参加者の資格

入札の参加者となることができるのは、個人(20歳以上(入札参加申込時現在))又は法人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人
- (2) 未成年者、被保佐人又は民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の審判を受けた被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 本市の行う競争入札の落札者が本市と契約を締結すること、又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく、本市との契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (5) 地方自治法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する本市の職員
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「不正行為防止等に関する法律」という。)第32条第1項各号に該当している者
- (7) 物品一般競争入札参加申込書を提出していない者

3. 売払条件

- (1) 契約時期
落札者は、落札決定後14日以内に売買契約書により契約締結していただきます。
- (2) 売買代金
契約締結と同時に売買代金全額をお支払いいただきます。
- (3) 名義変更等
売買代金納入から14日以内に名義変更等を行ない、手続完了後、証明書等の写しを提出してください。
- (4) 引渡し
売払物品の引き渡しは、名義変更等の確認ができた後に行います。売払物品は現状

渡しとし、引渡し後の故障及び瑕疵等について当市は一切責任を負いません。また、運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用・書類等は全て落札者の負担となります。

(5) 市名称等の抹消

車両に表示してある市のロゴやマーク等については、引渡し後落札者が抹消してください。抹消の確認は、市担当者が目視で行います。(落札者が市外等遠隔地に在住し、市担当者がその抹消を直接確認することが困難な場合は、作業前及び作業後の写真を撮影し、市に提出してもらうことで確認します。)

4. 売払物品の公開場所及び期間

(1) 公開場所

物品①安芸市役所旧本庁舎駐車場（高知県安芸市矢ノ丸1-4-40）

物品②安芸市元気館駐車場（高知県安芸市寿町1-7）

(2) 公開期間

物品①令和7年8月13日（水） 午前10時～10時50分

物品②令和7年8月13日（水） 午前11時～11時50分

※ 売払物品の引渡しは現状のまま行いますので、事前に当該売払物品の確認をお願いします。なお試乗することは出来ません。物品を見学する場合は事前に市会計課までご連絡下さい。

5. 物品一般競争入札参加申込書の配布・提出場所及び期間等

(1) 書類配布・提出期間（最終日午後5時までに必着のこと。）

令和7年8月1日（金）から8月15日（金）（土日祝日を除く）

※ 午前9時から正午、午後1時から5時まで

(2) 書類配布・提出場所

高知県安芸市土居82番地1

安芸市役所会計課

(3) 提出方法

下記の書類を、上記提出場所に直接持参してください。

郵送による場合は、配達証明を付加してください。

※ メール及びファックスによるものは受け付けません。

※ 期限までに一般競争入札参加申込書を提出しない者、又は提出書類に不備・記載漏れがある者はこの入札に参加することができません。

(4) 入札保証金

免除します。

(5) 提出書類

ア 個人の場合

① 物品一般競争入札参加申込書

② 本人確認が可能な証明書（運転免許証の写し等）

③ 誓約書

イ 法人の場合

- ① 物品一般競争入札参加申込書
- ② 商業登記簿謄本（発行後1箇月以内のもの）
- ③ 誓約書

※ 提出された書類は返却いたしません。

※ 安芸市入札参加資格者名簿に登録されている者は、商業登記簿謄本の提出は不要です。

6. 入札の場所及び日時

(1) 場所

安芸市役所2階大会議室（高知県安芸市土居82-1）

(2) 日時

物品①令和7年8月18日（月）午後1時30分から

物品②令和7年8月18日（月）午後1時45分から

※ 入札者全員が上記時間前に入札会場に集合し、かつ全員が了承した場合、上記時間前に入札執行ができるものとします。

※ 郵送での入札はできません。

7. 入札当日持参するもの

- (1) 入札書（別紙様式）
- (2) 委任状（代理人入札の場合のみ）
- (3) 入札に使用する印鑑（一般競争入札参加申込書に使用したもの。代理人入札の場合は、委任状に使用したもの。）

8. 入札の方式

- (1) 入札に参加する者は、契約締結に必要な条件等熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札者は指定の日時及び場所に出頭し所定の入札書を用いて入札しなければならない。指定の時間に入札しない者は、辞退したものと取り扱うものとする。
- (3) 入札者が代理人であるときは、入札執行前に委任状を提出し、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者の記載事項について訂正したときは、その箇所に押印しなければならない。ただし、金額は訂正することができない。
- (5) 入札者は一旦投箱した入札書について取り換え、訂正又は取り消しすることができない。

9. 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効となります。

- (1) 一般競争入札参加資格が無い者のした入札書
- (2) 同一人がした2通以上の入札書

- (3) 入札者が協定してした入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 金額を訂正し又は記名押印を欠いた入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 一般競争入札に際し不正をした者の入札書
- (8) 入札書に必要な事項を記載しなかった者のした入札書
- (9) 一般競争入札に関する条件に違反した者の入札書
- (10) 郵送、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (11) 本市入札心得書の条項に違反する入札
- (12) その他必要事項を確認できない入札

10. 開札及び落札者の決定

開札は、入札の場所において入札終了後、直ちに、入札者の立会のうえ開札します。予定価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最高価格入札者がした入札が無効となった場合は、原則として予定価格以上の次順位者を落札者とします。また、最高の価格が同額の場合、該当入札者に「くじ」を引かせ落札者を決定します。

11. 再度入札

開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。再度入札は2回を限度とします。

12. 契約保証金

安芸市契約事務規則第51条第2項第5項により免除します。

13. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定後14日以内に売買契約書により契約を締結していただきます。
- (2) 契約締結に要する費用は落札者の負担となります。
- (3) 落札金額には自賠償保険料返戻金相当額及び自動車リサイクル預託金を含むものとします。
- (4) 売買契約の名義人は、物品一般競争入札参加申込書に記載された入札申込者名となります。
- (5) 落札者は、物品引き渡し完了以前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (6) 落札者は、入札物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。

14. 売買代金の支払

落札者は、売買契約締結後に売買代金全額を、市が発行する納入通知書により即日中に指定

金融機関等でお支払いいただきます。

15. 売払物品の引渡し

- (1) 運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用等は全て落札者の負担となります。
- (2) 引渡し後の故障及び瑕疵等について当市は一切責任を負いません。
- (3) 売買代金の領収書（領収印があるもの）を提示（写しをいただきます）していただいた時に、名義変更等手続に必要な書類をお渡しします。売買代金納入から14日以内に名義変更を行ない、手続完了後、証明書等の写しを提出してください。
- (4) 名義変更等の確認後、売払物品を引渡します。なお、車両の引き取り・移動は、令和7年9月18日（木）午後5時までに行ってください。
- (5) 車検のない車両で、公道を自ら運転して移動する場合には、自動車運送車両法に基づく臨時運行許可書等所定の手続きが必要です。
- (6) 車両に表示してある市のロゴやマーク等については、引渡し後落札者が令和7年10月17日（金）までに抹消してください。抹消の確認については、市担当者が目視で行いますので連絡をお願いします。なお、落札者が市外等遠隔地に在住し、市担当者がその抹消を直接確認することが困難な場合は、作業前及び作業後の写真を撮影し、市に提出して、抹消したことの確認を受けてください。

16. その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによります。
- (2) 契約に関する費用は、落札者の負担とします。
- (3) すべての提出書類は、原則返還いたしません。
- (4) 落札結果については公表いたします。

【問い合わせ先】

〒784-8501

高知県安芸市土居82番地1

安芸市役所 会計課

TEL 0887-35-1008（直通）

FAX 0887-35-4445（代表）

Mail kaikei@city.aki.lg.jp